
◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

○5番（深澤 守君） 今回の引上げにあたりまして、運営協議会等に諮問したのが1点目。

それから4月まで遡るということは、これは納めている人にとっては大変不利益を被るものです。その点についてご説明をしていただきたいと思います。

それともう1点、30年度の限度額の世帯数がお分かりになりましたらお答えください。

○健康福祉課長（新田徳彦君）

3点ほどご質問がございました。まず諮問の関係でございます。こちらにつきましては、松崎町の国民健康保険事業の運営に関する協議会ということで、30年度から名称が変わったわけですが、そちらで委員の皆様からご意見をいただいております。

それから、今回適用が4月1日に遡るということということでございます。今回の地方税法の改正が3月29日に改正をされまして、4月1日から施行ということになりますと、この場で協議する時間というのがございませんので、今回遡及適用という形を取らせてもらったわけですが、こちらにつきましては、以前の裁判所の判例なんかを見ましても、これは国民健康保険という制度上、やむを得ないものであるよということ。それから実際のところ平成27年、29年度におきましても同様な形で遡及適用をやらせていただいたという経過がございます。

それから影響のある世帯数でございます。今回3万円の限度額が引き上げになるわけですが、影響の出る世帯・医療分の関係の増額世帯でございますが、現時点での算定では7世帯で14万2000円ほどとなっております。14万2000円の増加という

ような形になります。以上でございます。

○6番（渡辺文彦君） 基礎部分を引き上げて、中間層という表現をされたんだけど、中間層というにはどの辺を意味しているのか、ちょっと確認したいんですけども。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 単純に言いますと低所得の世帯がありまして、上に上限の高所得の世帯があります。その中間層ということで単純に考えていただければいいのかなと思います。

○6番（渡辺文彦君） その低所得者層の方が、これでいくと圧倒的に・・数的には多いんじゃないかなと・・ここの基礎部分を上げて、中間層の軽減が図られるということは高額者の方が圧倒的に多ければ、そっちからのお金でもってそこが賄えるんだろうけれども、むしろ低所得者層の方が多いいから、この金額の引上げで財源が賄えるって読めるとすると、低所得者層にとっては負担増になっているんじゃないかと思うんだけど、その辺の認識はいかがですか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 低所得者層の方につきましては、軽減が図られておりますので、決して今回の賦課限度額の引上げによって影響は出てこないと思います。それで今回、引き上げないいたしますと、上の上限額がいかないものですので・・上が抑えられてしまいますので、その分、中間層の方にしわ寄せがいくという形になりますので、今回、上に引き上げることによって中間層の軽減にもつながるというようなことになりますが、お解りでしょうか。

○議長（藤井 要君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と叫ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第41号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。
